

改正後

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～3 (略)

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、 <u>同条第7項に基づく一時預かり事業所</u> 、同条第8項に基づく小規	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設
	一時保護施設	乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	
	職員養成施設		
	児童自立生活援助事業所		
	地域子育て支援拠点事業所		

改正前

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

1～3 (略)

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、 <u>(新規)</u> に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子	児童福祉施設	助産施設	第一種助産施設 第二種助産施設
	一時保護施設	乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	
	職員養成施設		
	児童自立生活援助事業所		
	地域子育て支援拠点事業所		

改正後				改正前			
<p>模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</p>	<p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p> <p>市区町村子ども家庭総合支援拠点</p> <p><u>(削除)</u></p>			<p>ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設、平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点及び平成17年5月2日雇児発0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」に基づく虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</p>	<p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p> <p>市区町村子ども家庭総合支援拠点</p> <p><u>虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</u></p>		
(2) (略)	(略)			(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設	一時保護施設 婦人保護施設		
(3) (略)	(略)			(3) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を	その他施設		

改正後

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	(略)
修理	大規模修繕等	(略)
改造	増築	(略)
	増改築	
	改築	
拡張	拡張	(略)
整備	スプリンクラ一設備等整備	(略)
	老朽民間児童福祉施設整備	(略)
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図る	<u>令和2年4月20日子発0420第8号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」</u>

改正前

認めるもの

(注) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	(略)
修理	大規模修繕等	(略)
改造	増築	(略)
	増改築	
	改築	
拡張	拡張	(略)
整備	スプリンクラ一設備等整備	(略)
	老朽民間児童福祉施設整備	(略)
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図る	<u>平成28年8月24日雇児発0824第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱</u>

改正後

	ための整備	により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	(略)

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
<u>カ 一時預かり事業所</u>	<u>児童福祉法第6条の3第7項</u>	<u>指定都市、中核市若しくは市町村</u>
<u>キ</u> 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

改正前

	ための整備	について」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	(略)

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>カ</u> 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

改正後

利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(2)～(4) (略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた
ウ 地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第6項	

改正前

利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合
(2) 売春防止法に基づく施設		
ア 婦人相談所一時保護施設	売春防止法第34条第5項	都道府県 指定都市
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

(2)～(4) (略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた
ウ 地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第6項	

改正後

事業所		法人（児童福祉施設を除く。）
<u>エ 一時預かり事業所</u>	<u>児童福祉法第6条の3第7項</u>	
<u>オ 小規模住居型児童養育事業所</u>	児童福祉法第6条の3第8項	
<u>カ 利用者支援事業所</u>	子ども・子育て支援法第59条第1号	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(6) (略)

7～18 (略)

改正前

事業所		法人（児童福祉施設を除く。）
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	
<u>エ 小規模住居型児童養育事業所</u>	児童福祉法第6条の3第8項	
<u>オ 利用者支援事業所</u>	子ども・子育て支援法第59条第1号	
<u>カ 虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</u>	<u>平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」</u>	
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいい、虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設にあつては、平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいう。

(6) (略)

7～18 (略)

改正後

別表1-1

算 定 基 準
 (耐震化等整備事業を除く。)
 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア (略)	(略)	(略)

改正前

別表1-1

算 定 基 準
 (耐震化等整備事業を除く。)
 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災対策特別措置	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。	別表1-4のとおり

改正後					改正前				
			イ (略)				<p>法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(オ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p>		
							<p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業</p>		

改正後					改正前				
			ウ (略)				<p>計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>		
							<p>ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4</p>		

改正後					改正前				
			エ (略)				号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2-1及び2-2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。		
							エ 1 グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり		

改正後					改正前				
			オ (略)				<p>交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p>		
			カ (略)				<p>オ 一部改築及び拡張 平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成</p>		

改正後					改正前				
			<p>キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり 34,010点数を基準とする。</p> <p>ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり 45,350点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉 （略）</p> <p>ク （略）</p>				<p>14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p> <p>キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり 33,180点数を基準とする。</p> <p>ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり 44,240点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第</p>		

改正後

		ケ (略)		
		<u>(削除)</u>		
	特殊附帯工事費	(略)	(略)	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

改正前

		0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。		
		ケ 1 拠点当たり交付基礎点数を採用する場合 別表2に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。		
		<u>コ 1 研修センター当たり交付基礎点数を採用する場合 別表2に掲げる1研修センター当たり交付基礎点数を基準とする。</u>		
	特殊附帯工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

改正後

別表1-2・別表1-3 (略)

改正前

別表1-2・別表1-3 (略)

改正後

別表 1-4
次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合
(略)

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合
(略)

(削除)

改正前

別表 1-4
次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区 分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合 (3の場合を除く。)

区 分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
児童厚生施設以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

3. 虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設の場合

区 分	国	都道府県	市町村	設置主体
<u>虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</u>	<u>10/10</u>	[<u>二</u>]	[<u>二</u>]	[<u>二</u>]

改正後

別表 1 - 4

交付要綱の 9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備

(略)

改正前

別表 1 - 4

交付要綱の 9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備

(略)

改正後

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	6,353
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
初度設備相当加算	1人当たり	55
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	465
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	930
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,395
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
助産施設本体	1人当たり	3,359
初度設備相当加算	1人当たり	369
乳児院本体	1人当たり	2,119
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	55
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	25
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,066
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	582
初度設備相当加算	1人当たり	47
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	508
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	731
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,673
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4,218
初度設備相当加算	1世帯当たり	47
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	731
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,049
初度設備相当加算	1人当たり	14

改正前

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,700
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
初度設備相当加算	1人当たり	53
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	453
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	900
(新規)		
(新規)		
助産施設本体	1人当たり	3,270
初度設備相当加算	1人当たり	360
乳児院本体	1人当たり	2,060
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	53
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	2,010
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,790
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	560
初度設備相当加算	1人当たり	46
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	490
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	710
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,480
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,790
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4,110
初度設備相当加算	1世帯当たり	46
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	710
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,020
初度設備相当加算	1人当たり	14

改正後

児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	14,091
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,793
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	21,228
初度設備相当加算	1施設当たり	1,114
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,986
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	28,323
初度設備相当加算	1施設当たり	2,017
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,665
児童養護施設本体	1人当たり	3,243
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,034
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,211
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,187
初度設備相当加算	1人当たり	47
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	731
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	190
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,836
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,652
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,453
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
通所部門整備加算	1人当たり	1,600
初度設備相当加算	1人当たり	45

改正前

児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	13,748
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,530
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	20,711
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	27,632
初度設備相当加算	1施設当たり	1,968
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,624
児童養護施設本体	1人当たり	3,160
初度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,910
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,150
初度設備相当加算	1人当たり	46
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	710
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,740
初度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	4,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,800
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
通所部門整備加算	1人当たり	1,560
初度設備相当加算	1人当たり	44

改正後

児童自立支援施設本体	1人当たり	4,557
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,362
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,211
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,306
通所部門整備加算	1人当たり	1,600
初度設備相当加算	1人当たり	45
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,450
職員養成施設本体	1人当たり	1,780
初度設備相当加算	1人当たり	55
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,610
初度設備相当加算	1人当たり	55
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,207
初度設備相当加算	1人当たり	55
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,542
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,542
一時預かり事業所	1施設当たり	8,542
利用者支援事業所	1施設当たり	8,542
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,542
(削除)		
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,776
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,211
保育室整備加算	1人当たり	731
学習室整備加算	1人当たり	731
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,366
初度設備相当加算	1世帯当たり	55
心理療教室整備加算	1施設当たり	17,211

改正前

児童自立支援施設本体	1人当たり	4,440
初度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,230
心理療教室整備加算	1施設当たり	16,790
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
通所部門整備加算	1人当たり	1,560
初度設備相当加算	1人当たり	44
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,190
職員養成施設本体	1人当たり	1,730
初度設備相当加算	1人当たり	53
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,490
初度設備相当加算	1人当たり	53
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,100
初度設備相当加算	1人当たり	53
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,330
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,330
(新規)		
利用者支援事業所	1施設当たり	8,330
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,330
虐待・思春期問題研修センター事業を行う施設	1研修センター 当たり	670,000
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,700
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療教室整備加算	1施設当たり	16,790
保育室整備加算	1人当たり	710
学習室整備加算	1人当たり	710
婦人保護施設本体	1世帯当たり	4,260
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療教室整備加算	1施設当たり	16,790

改正後

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設については3分の1）以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（令和2年4月20日子発0420第8号）によるものとする。

改正前

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設については3分の1）以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ及び個別対応加算Ⅱの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（令和元年6月6日子発0606第2号）によるものとする。

改正後

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,039
初度設備相当加算	1人当たり	554
乳児院本体	1人当たり	2,826
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	73
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,755
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,949
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	777
初度設備相当加算	1人当たり	63
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	678
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	975
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,509
初度設備相当加算	1世帯当たり	82
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,817
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,327
初度設備相当加算	1世帯当たり	71
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,096
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,573
初度設備相当加算	1人当たり	22

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	4,900
初度設備相当加算	1人当たり	540
乳児院本体	1人当たり	2,740
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	70
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,680
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,380
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	61
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	650
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	940
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,220
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,180
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,160
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,060
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,530
初度設備相当加算	1人当たり	21

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。

改正後

改正前

- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 7 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

改正後

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,826
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	73
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,755
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,949
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	777
初度設備相当加算	1人当たり	63
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	678
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	975
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,115
初度設備相当加算	1人当たり	73
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,203
心理療教室整備加算	1施設当たり	35,271
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,408
通所部門整備加算	1人当たり	2,133
初度設備相当加算	1人当たり	60

(注) (略)

改正前

■ 交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,740
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	70
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,680
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,380
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	61
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	650
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	940
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,980
初度設備相当加算	1人当たり	70
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,040
心理療教室整備加算	1施設当たり	34,400
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
通所部門整備加算	1人当たり	2,080
初度設備相当加算	1人当たり	58

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一

改正後	改正前
	<p>部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）</p> <ol style="list-style-type: none">4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,386
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
初度設備相当加算	1人当たり	72
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	614
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,228
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,842
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
児童施設本体	1人当たり	4,434
初度設備相当加算	1人当たり	488
乳児院本体	1人当たり	2,798
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	72
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,728
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	769
初度設備相当加算	1人当たり	62
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	671
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	965
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,128
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,568
初度設備相当加算	1世帯当たり	62
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	965
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,385
初度設備相当加算	1人当たり	19

改正前

■ 交付基礎点数表（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,560
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
初度設備相当加算	1人当たり	69
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	597
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,188
(新規)		
(新規)		
児童施設本体	1人当たり	4,310
初度設備相当加算	1人当たり	475
乳児院本体	1人当たり	2,710
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	69
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	31
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,650
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	640
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	930
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	9,870
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,420
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	930
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,340
初度設備相当加算	1人当たり	18

改正後

児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,601
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	14,247
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	28,022
初度設備相当加算	1施設当たり	1,471
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,942
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	37,386
初度設備相当加算	1施設当たり	2,663
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,197
児童養護施設本体	1人当たり	4,280
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,645
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,719
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,566
初度設備相当加算	1人当たり	62
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	965
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	251
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,064
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,141
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,919
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
通所部門整備加算	1人当たり	2,112
初度設備相当加算	1人当たり	60

改正前

児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,147
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	13,899
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	27,338
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	36,474
初度設備相当加算	1施設当たり	2,597
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,143
児童養護施設本体	1人当たり	4,170
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,480
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,510
初度設備相当加算	1人当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	930
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	5,970
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,050
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
通所部門整備加算	1人当たり	2,050
初度設備相当加算	1人当たり	58

改正後

児童自立支援施設本体	1人当たり	6,015
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,078
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,719
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,364
通所部門整備加算	1人当たり	2,112
初度設備相当加算	1人当たり	60
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,085
初度設備相当加算	1人当たり	72
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,554
初度設備相当加算	1人当たり	72
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,275
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,275
一時預かり事業所	1施設当たり	11,275
利用者支援事業所	1施設当たり	11,275
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	11,275
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,665
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,719
保育室整備加算	1人当たり	965
学習室整備加算	1人当たり	965
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,763
初度設備相当加算	1世帯当たり	72
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,719

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、

改正前

児童自立支援施設本体	1人当たり	5,860
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,900
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
通所部門整備加算	1人当たり	2,050
初度設備相当加算	1人当たり	58
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,920
初度設備相当加算	1人当たり	69
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,410
初度設備相当加算	1人当たり	69
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,990
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,990
(新規)		
利用者支援事業所	1施設当たり	10,990
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	10,990
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,560
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,160
保育室整備加算	1人当たり	930
学習室整備加算	1人当たり	930
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,620
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,160

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、

改正後

改正前

- 0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設については3分の1）以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 - 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 - 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 - 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
 - 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
 - 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 - 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（令和2年4月20日子発0420第8号）によるものとする。

- 0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設については3分の1）以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 - 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 - 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 - 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
 - 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
 - 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 - 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 10 個別対応加算Ⅰ及び個別対応加算Ⅱの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（令和元年6月6日子発0606第2号）によるものとする。

改正後

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり		108	-	142
助産施設	1人当たり		174	262	230
乳児院	1人当たり		101	135	134
母子生活支援施設	1世帯当たり		373	509	492
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり		744	-	982
児童センター	1施設当たり		1,120	-	1,478
大型児童センター	1施設当たり		1,497	-	1,976
児童養護施設	1人当たり		157	-	208
児童心理治療施設本体	1人当たり		181	-	231
児童自立支援施設	1人当たり		227	-	300
児童家庭支援センター	1施設当たり		530	-	-
職員養成施設	1人当たり		95	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		328	-	526
児童自立生活援助事業所	1人当たり		355	-	468
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		486	-	642
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		486	-	642
一時預かり事業所	1施設当たり		486	=	642
利用者支援事業所	1施設当たり		486	-	642
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり		486	-	642
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		101	-	134
婦人保護施設	1世帯当たり		214	-	282

(注) (略)

改正前

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり		105	-	138
助産施設	1人当たり		170	255	224
乳児院	1人当たり		99	132	130
母子生活支援施設	1世帯当たり		363	544	479
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり		726	-	967
児童センター	1施設当たり		1,092	-	1,441
大型児童センター	1施設当たり		1,461	-	1,928
児童養護施設	1人当たり		154	-	203
児童心理治療施設本体	1人当たり		176	-	234
児童自立支援施設	1人当たり		222	-	293
児童家庭支援センター	1施設当たり		518	-	-
職員養成施設	1人当たり		93	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		328	-	512
児童自立生活援助事業所	1人当たり		346	-	456
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		474	-	625
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		474	-	625
〔新規〕					
利用者支援事業所	1施設当たり		474	-	625
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり		474	-	625
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		99	-	130
婦人保護施設	1世帯当たり		208	-	274

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

改正後

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	195	-	-	257
助産施設	1人当たり	327	491	-	432
乳児院	1人当たり	181	271	241	239
母子生活支援施設	1世帯当たり	677	1,015	-	893
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	1,110	-	-	1,466
児童センター	1施設当たり	1,673	-	-	2,209
大型児童センター	1施設当たり	2,235	-	-	2,950
児童養護施設	1人当たり	281	-	-	372
児童心理治療施設本体	1人当たり	341	-	455	450
児童自立支援施設	1人当たり	491	-	-	539
児童家庭支援センター	1施設当たり	244	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	174	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,660	-	-	2,192
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,474	-	-	1,946
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	862	-	-	1,138
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	862	-	-	1,138
一時預かり事業所	1施設当たり	862	=	=	1,138
利用者支援事業所	1施設当たり	862	-	-	1,138
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	862	-	-	1,138
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	192	-	-	254
婦人保護施設	1世帯当たり	390	-	-	514

(注) (略)

改正前

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	190	-	-	250
助産施設	1人当たり	319	478	-	421
乳児院	1人当たり	176	234	234	232
母子生活支援施設	1世帯当たり	660	990	-	871
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	1,083	-	-	1,429
児童センター	1施設当たり	1,632	-	-	2,154
大型児童センター	1施設当たり	2,180	-	-	2,877
児童養護施設	1人当たり	275	-	-	363
児童心理治療施設本体	1人当たり	332	-	442	438
児童自立支援施設	1人当たり	391	-	-	516
児童家庭支援センター	1施設当たり	221	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	179	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,620	-	-	2,138
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,438	-	-	1,898
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	841	-	-	1,110
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	841	-	-	1,110
(新規)					
利用者支援事業所	1施設当たり	841	-	-	1,110
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	841	-	-	1,110
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	188	-	-	248
婦人保護施設	1世帯当たり	380	-	-	501

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

改正後

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	34,910	-
児童心理治療施設	-	45,350

(注) (略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、 <u>一時預かり事業所</u> 、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	13,173	17,561
初度設備相当加算	716	1,872
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、 <u>一時預かり事業所</u> 、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	5,945	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

改正前

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	33,180	-
児童心理治療施設	-	44,240

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	12,850	17,130
初度設備相当加算	698	1,827
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	5,800	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

改正後

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,561	11,711
初度設備相当加算	3,126	2,082

(注) (略)

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,690
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※ (略)

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
	屋内消火栓設備	
基準点数	基本点数	2,741
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	142
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	211

※ (略)

改正前

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,130	11,420
初度設備相当加算	3,050	2,031

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,649
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
	屋内消火栓設備	
基準点数	基本点数	2,674
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	138
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	206

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

改正後

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	109

※ (略)

■特殊付帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖溝振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のため の拠点施設、地域子育て支援拠点事 業所、一時預かり事業所、利用者支 援事業所、市区町村子ども家庭総合 支援拠点以外)	8,447	-	-	-
児童厚生施設	5,606	-	-	7,400
子育て支援のための拠点施設	8,139	-	-	10,744
地域子育て支援拠点事業所	8,139	-	-	10,744
一時預かり事業所	8,139	-	-	10,744
利用者支援事業所	8,139	-	-	10,744
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,139	-	-	10,744
乳児院	-	11,262	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,670	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,262	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施 設、児童養護施設、児童心理治療施 設、児童自立支援施設、児童相談所 一時保護施設、児童自立生活援助事 業所、小規模住居型児童養育事業 所、婦人相談所一時保護施設、婦人 保護施設	-	-	-	11,150

(注) (略)

改正前

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	106

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊付帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖溝振興計画に 基づく事業とし て行う場合	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	津波避難対策緊 急事業計画に基 づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のため の拠点施設、地域子育て支援拠点事 業所、利用者支援事業所、市区町村 子ども家庭総合支援拠点以外)	8,240	-	-	-
児童厚生施設	5,460	-	-	7,200
子育て支援のための拠点施設	7,940	-	-	10,480
地域子育て支援拠点事業所	7,940	-	-	10,480
(新規)				
利用者支援事業所	7,940	-	-	10,480
市区町村子ども家庭総合支援拠点	7,940	-	-	10,480
乳児院	-	10,980	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,360	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	10,980	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施 設、児童養護施設、児童心理治療施 設、児童自立支援施設、児童相談所 一時保護施設、児童自立生活援助事 業所、小規模住居型児童養育事業 所、婦人相談所一時保護施設、婦人 保護施設	-	-	-	10,870

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

別表3 (略)

改正前

別表3 (略)

改正後

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>17,561</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>11,711</u> 点）とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>3,126</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>2,082</u> 点）を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) (略)

改正前

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>17,130</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>11,420</u> 点）とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>3,050</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>2,031</u> 点）を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

別表 5 (略)

改正前

別表 5 (略)

改正後

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>3,158</u> 7,225
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>4,737</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>3,889</u>
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	<u>11,870</u>
児童養護施設本体	1 人 当 たり	<u>4,864</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>6,284</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,172</u>
児童自立支援施設	1 人 当 たり	<u>6,889</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,172</u>
婦人相談所一時保護施設本体	1 世帯当たり	<u>4,928</u>
婦人保護施設本体	1 世帯当たり	<u>6,624</u>

(注) (略)

■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>7,106</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>5,186</u>
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	<u>17,805</u>

(注) (略)

改正前

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>3,080</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>4,620</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>3,790</u>
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	<u>11,580</u>
児童養護施設本体	1 人 当 たり	<u>4,740</u>
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	<u>6,130</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,110</u>
児童自立支援施設	1 人 当 たり	<u>6,720</u>
通所部門整備加算	1 人 当 たり	<u>2,110</u>
婦人相談所一時保護施設本体	1 世帯当たり	<u>4,800</u>
婦人保護施設本体	1 世帯当たり	<u>6,460</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>6,930</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>5,050</u>
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	<u>17,370</u>

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1人当たり	5,186
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,379
通所部門整備加算	1人当たり	2,896

(注) (略)

改正前

2 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1人当たり	5,050
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,170
通所部門整備加算	1人当たり	2,810

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	140	-	-
助産施設	1人当たり	231	346	-
乳児院	1人当たり	135	180	180
母子生活支援施設	1世帯当たり	493	740	-
児童養護施設	1人当たり	206	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	237	-	316
児童自立支援施設	1人当たり	295	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	135	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	284	-	-

(注) (略)

改正前

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	137	-	-
助産施設	1人当たり	225	337	-
乳児院	1人当たり	132	176	176
母子生活支援施設	1世帯当たり	481	721	-
児童養護施設	1人当たり	201	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	231	-	308
児童自立支援施設	1人当たり	288	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	132	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	277	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	253	-	-
助産施設	1人当たり	428	642	-
乳児院	1人当たり	237	316	316
母子生活支援施設	1世帯当たり	893	1,340	-
児童養護施設	1人当たり	374	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	445	-	593
児童自立支援施設	1人当たり	530	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	248	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	510	-	-

(注) (略)

改正前

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	247	-	-
助産施設	1人当たり	417	625	-
乳児院	1人当たり	231	308	308
母子生活支援施設	1世帯当たり	871	1,306	-
児童養護施設	1人当たり	365	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	434	-	578
児童自立支援施設	1人当たり	518	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	241	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	498	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

別紙 1
様式 1 - 1 ~ 様式 1 - 4 (略)

改正前

別紙 1
様式 1 - 1 ~ 様式 1 - 4 (略)

改正後

別紙 2
様式 1 - 1 ~ 1 - 3 (略)

改正前

別紙 2
様式 1 - 1 ~ 1 - 3 (略)

改正後

様式 1 - 5 ・ 1 - 6 (略)

別紙 3 ~ 7 (略)

改正前

様式 1 - 5 ・ 1 - 6 (略)

別紙 3 ~ 7 (略)